

令和2年12月23日

大阪府知事様

商号

又は名称 株式会社 大阪XX

氏名 大阪 一郎

(法人にあつては、代表者の氏名)

( 法定代理人氏名、  
商号又は名称 )

誓約書

私は貸金業法（以下「法」という。）第6条第1項第8号、第9号、第10号及び第13号のいずれにも該当しない者であること、並びに貸金業法施行規則第8条第5号に規定する法定代理人、貸金業法施行規則第8条第2号に規定する役員、貸金業法施行令第3条に規定する使用人及び法第12条の3第1項に規定する貸金業務取扱主任者は法第6条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

- 届出の事項に応じて、「第8号、第9号、第10号及び第13号のいずれにも」及び「貸金業法施行規則第8条第5号に規定する法定代理人、貸金業法施行規則第8条第2号に規定する役員、貸金業法施行令第3条に規定する使用人及び法第12条の3第1項に規定する貸金業務取扱主任者」について変更しないものを消すなど適宜書き換えて使用すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(記載方法)

- 1 「日付」は、この誓約書を作成した日を記載する。
- 2 「商号又は名称」
  - ア 法人の場合は、商号を記載する。
  - イ 個人の場合で、商号登記しているときは、その商号を記載する。  
商号登記していないときは、屋号等の名称を1つ記載する。
- 3 「法定代理人 氏名、商号又は名称」は、未成年者が貸金業を営む場合は法定代理人の氏名を記載する。  
なお、記載を要しない場合は、二本線で消す。
- 4 届出の事項に応じて、「第8号、第9号、第10号及び第13号のいずれにも」及び「貸金業法施行規則第8条第5号に規定する法定代理人、貸金業法施行規則第8条第2号に規定する役員、貸金業法施行令第3条に規定する使用人及び法第12条の3第1項に規定する貸金業務取扱主任者」について変更しないものを二重線で消すなど、適宜書き換えて使用する。
- 5 氏を改めた場合は、旧氏及び名を括弧書で併記することができる。  
※令和2年12月23日の貸金業法施行規則別紙様式改正による。